

海王ショートステイ事業所運営規程

＜事業の目的＞

第1条 この規程は、社会福祉法人海友会(以下「事業者」という。)が開設する海王ショートステイ(以下「事業所」という。)が行う介護保険法(以下「法」という。)の規定する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切なサービスを提供することを目的とする。

- 2 事業所は、第1号被保険者および第2号被保険者のうち、要支援・要介護の認定を受けた者に対して短期入所及び介護予防短期入所サービスを行う。
- 3 事業所は、要介護または要支援状態にある高齢者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、利用者又は家族に対し法の趣旨に従って、短期入所生活介護計画を作成しサービスを提供する。

＜運営の方針＞

第2条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の実施にあたっては、関係市町村・地域の保険・医療・障害福祉サービス事業者との連携を密にし、協力と理解の基に適切な運営を図るものとする。

- 2 事業者・管理者は運営会議を設置し事業の運営上必要な事項について適時協議する。
- 3 事業所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行う。
- 4 事業所は、利用者又は家族の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は家族の立場に立ってサービスの提供を行う。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

＜事業所の名称等＞

第3条 事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称：海王ショートステイ
- (2) 所在地：射水市海王町 25 番地

＜職員の職種・員数・職務内容＞

第4条 事業所に勤務する職種・員数・職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名：管理者は所属職員を指導監査し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
- (2) 医師1名：非常勤兼務とし、医学的管理を行う。
- (3) 生活相談員2名：常勤とし利用者の自立支援のための生活相談に応ずる。
- (4) 看護職員1名以上：利用者のバイタルチェックと医師の指示に基づいて必要な看護を行う。
- (5) 介護職員必要数：利用者の送迎および援助計画に基づき自立支援にむけた必要な介護とレクリエーション・イベント等の企画実施を担当する。

＜営業日＞

第5条 事業所の営業日および営業時間は、社会福祉法人 海友会職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から日曜日までとする。ただし 12月30日～1月3日を除く。また、年間行事に伴って休業する日がある。

＜利用定員＞

第6条 事業所の利用定員は26床とする。

＜短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスの内容＞

第7条 事業所のサービス内容は次の通りとする。

- (1) 利用者の送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 入浴サービス(一般浴・特別浴)
- (4) 給食サービス
- (5) 集団体操・リハビリ機器を用いた運動・制作活動
- (6) 身体介護
- (7) 年間行事・季節行事
- (8) ゲーム・レクリエーション

＜利用料金及びその他の費用の額＞

第8条 事業所の利用料金は、国の介護報酬に関する告示上の額とする。利用者負担は1割2割又は3割とする。

2 利用料金についてはサービス開始前に利用者に説明し了解を得るものとする。

3 その他の費用の額は、次のとおりとする。

- ・ 食費:1日 1,900 円 (朝食 450 円 昼食 800 円 夕食 650 円)
- ・ 居住費(滞在費): 個室 1日 1300 円、多床室 1日 1000 円
- ・ その他利用者の全額負担が適当と認められるもの。(オムツ代は利用料に含む)
- ・ 口座引き落とし手数料、郵送を希望される場合の郵送代

4 利用料金の支払いを受けた場合は、領収証を交付するものとする。

＜通常の事業の実施区域＞

第9条 事業所の通常の送迎実施地域は次の区域とする。

- (1) 射水市の旧新湊市街地全域
- (2) 高岡市上牧野・下牧野・中曾根・姫野・金屋

＜内容及び手続の説明及び同意・契約＞

第10条 事業所は、利用者または家族がサービスの利用の申込みを行った時は、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得る。

＜関係機関との連携等＞

第11条 事業所は、サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定介護サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 事業所は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

＜地域との連携等＞

第12条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

＜緊急時における対応方法＞

第13条 従業者は、サービス提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が発生した時は速やかに医療機関、主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

＜事故発生時の対応＞

第14条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録する。
- 3 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

＜苦情解決＞

第15条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、利用者又はその家族からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行う。また求めがあった場合には、改善の内容を報告する。

＜情報の提供等＞

第16条 事業所は、指定介護サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努める。

- 2 事業所は、当事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしない。

＜虐待の防止＞

第17条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 2 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 4 事業所は、利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用を支援する。
- 5 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

＜身体拘束等の禁止＞

第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

＜衛生管理等＞

第19条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

＜協力医療機関＞

第20条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関を定める。

- (1) 協力医療機関名:矢野医院

＜非常災害対策＞

第21条 従事者はサービス提供時に、火災・風水害・地震などの災害があった場合、事業者の定める消防計画に基づき利用者の非難・救出に努め安全を図る。

2 災害が発生した時は防火管理者が全職員を指揮し、利用者の避難・誘導・救出にあたる。また消防職員等指示があった時はこれに従う。

3 管理者および防火管理者は、事業者の定める消防計画に基づき定期的な訓練を行う。

＜業務継続計画の策定等＞

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

＜秘密保持等＞

第23条 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。
退職後においても同様とする。

2 事業所は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業所等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得る。

＜記録の整備＞

第24条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。

＜掲示＞

第25条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他
の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示する。

2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるこ
とにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

＜その他の運営に関する留意事項＞

第26条 事業所は、社会的使命を十分認識し職員の資質向上を図るため研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備
する。

2 この規程が定める事項の他、運営に関する重要な事項は事業者が定めるものとする。

附則：この規程は令和2年10月1日から実施する。

令和6年4月1日 文面の一部改正

令和7年4月1日 文面の一部改正